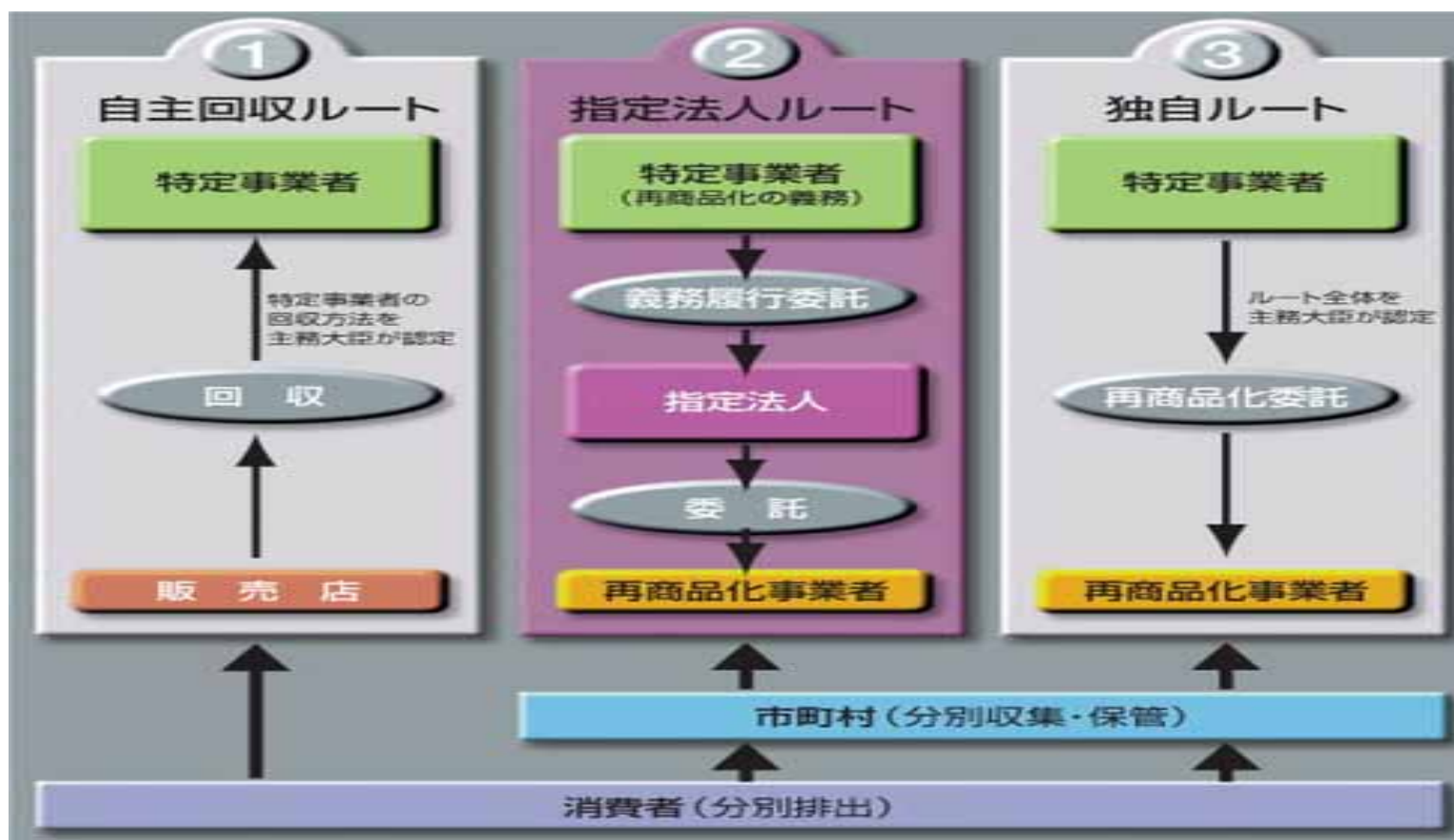


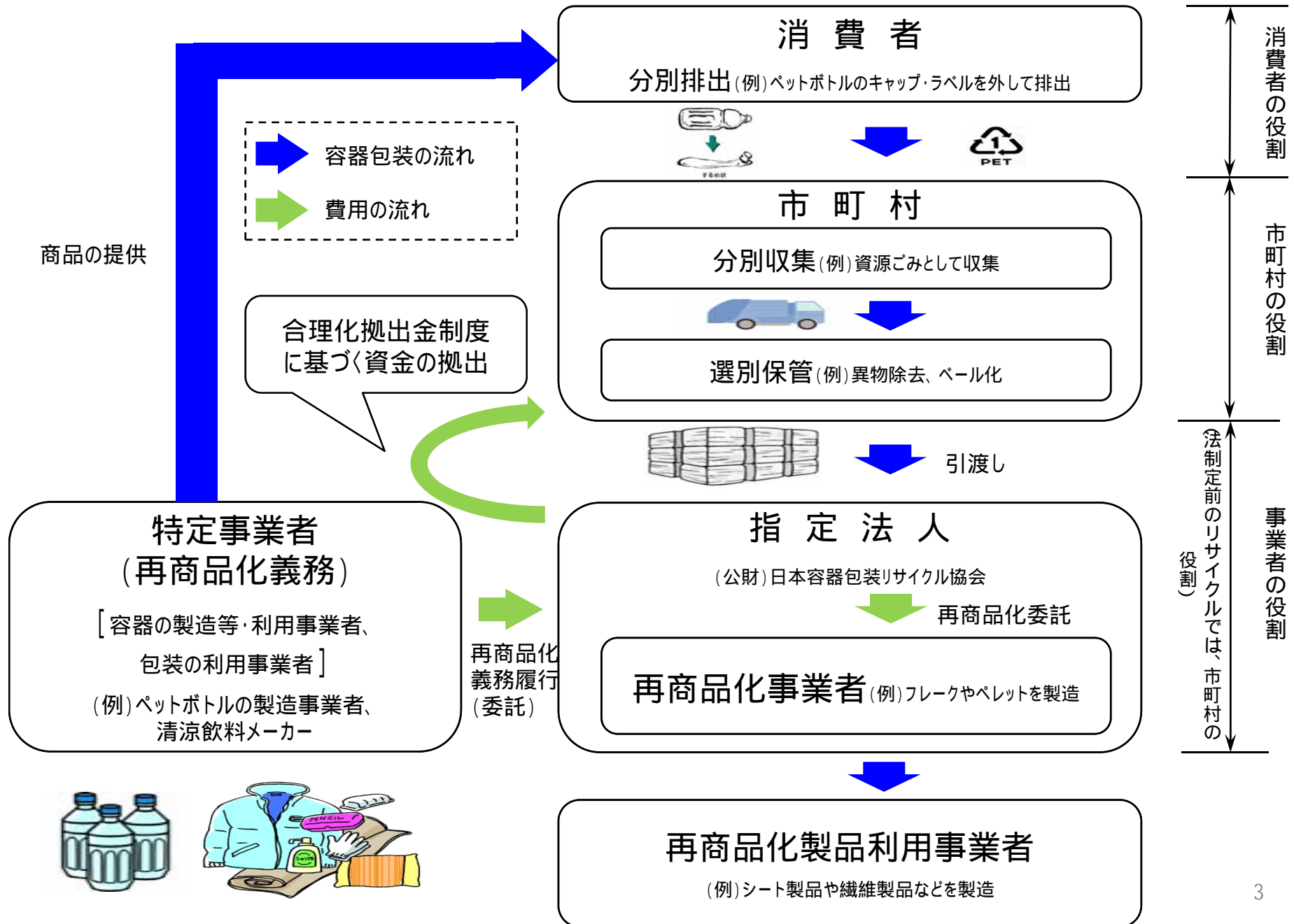
容器包装リサイクル制度の概要

容器包装リサイクル制度の概要

- 容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)は、家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により廃棄物の減量化を図るとともに資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から本格施行(再商品化事業開始)、平成12年4月から完全施行されている。(平成18年6月に一部改正、改正法は平成20年4月から完全施行)
- 家庭から排出される容器包装廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等が一定の役割を担うこととしている。



指定法人ルート概要



再商品化義務の対象品目

- 「容器包装」とは、商品の容器及び包装(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。)であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう(容器包装リサイクル法第2条第1項)
- 市町村は容器包装区分ごとに分別収集を実施。
- 下記10品目のうち、独自のリサイクルシステムが存在し、市町村から有償又は無償で引き取られている4品目(スチール製容器、アルミ製容器、段ボール製容器、飲料用紙製容器)については、再商品化義務の対象外としている。

ガラス製容器	(無色)
	(茶色)
	(その他の色)
紙製容器包装	
ペットボトル	
プラスチック製容器包装	
スチール製容器	
アルミ製容器	
段ボール製容器	
飲料用紙製容器	

再商品化義務の対象6品目



容器包装リサイクル法改正(平成18年)の概要

改正の趣旨

(1) 循環基本法における3R推進の基本原則に則った循環型社会構築の推進

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、排出抑制、再使用を更に推進する。また、リサイクルについては、効率的・効果的な推進、質的な向上を図る。

(2) 社会全体のコストの効率化

循環型社会の構築等に係る効果とのバランスを常に考慮しつつ、容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストを可能な限り効率化させる。

(3) 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

各主体が自ら率先してできる限りの取組を推進すると同時に、相互連携による積極的な対応を目指す。

改正の主な概要

- ・基本方針に「容器包装廃棄物の排出の抑制の促進」「容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡し」に関する事項を追加
- ・容器包装廃棄物排出抑制推進員制度の創設
- ・小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置の創設
- ・リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度の創設
- ・事業者間の公平性の確保(再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化(罰金50万円以下 100万円以下))

容器包装廃棄物排出抑制推進員(3R推進マイスター)制度

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出抑制に関する消費者に対する指導・助言、事業者と消費者との連携に関する取組の普及啓発等を行う。(平成19年4月施行)

環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す活動を行っているオピニオンリーダー

- ・第1期 全国で活躍している著名人等 12名
- ・第2～6期 地域で活動 90名 計102名

容器包装廃棄物の削減に関する講演会、シンポジウム、環境学習講座など、全国各地で普及啓発活動を実施

普及啓発用小冊子「まなびあいブック」の活用



3R推進マイスターに出務依頼できる者は、地方自治体などの営利を目的としない、容器包装廃棄物の削減に関する講演会、シンポジウムなどを開催する団体となります。また、参加者から実費負担以外の金銭を求めていないことが条件です。

小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置

小売業事業者(指定容器包装利用事業者:各種商品小売業、飲食料品小売業等)

判断基準 (ガイドライン)

主務大臣が、容器包装の使用合理化に係る判断基準を策定。
(容器包装の使用原単位の低減目標の設定、目標を達成するための取組を計画的に行うこと、容器包装の使用合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進すること、消費者への情報提供、関係者との連携等)

年間50トン以上の容器包装を使用する事業者(容器包装多量利用事業者)

定期報告

毎年度、容器包装の使用量、使用合理化のために実施した取組(レジ袋有料化、声かけの実施等)及びその効果、容器包装の使用原単位等に関する報告を義務付け

(取組が著しく不十分な場合、主務大臣は勧告・公表・命令を行う)

勧告

判断基準に照らし取組が著しく不十分な場合、勧告

公表

勧告に従わない場合、公表

$$\left(\begin{array}{l} \text{使用原単位} \cdots \frac{\text{容器包装利用量}}{\text{売上高等の容器包装の利用と}} \\ \text{密接な関係を持つ値(売上高、客数等)} \end{array} \right)$$

命令

公表後も勧告に従わない場合、命令

罰則

命令に従わない場合、50万円以下の罰金

容器包装の使用合理化のための取組の例



リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度

- 市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るため、実際に要した再商品化費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する。
- 事業者から市町村へ拠出される額については、再商品化費用の効率化に寄与する要因には、市町村の取組(分別基準適合物の質的向上等)によるものと事業者の取組(再商品化の高度化等)によるものがあるため、効率化分の2分の1とされている。

